

令和6年度第1回みえ森と緑の県民税評価委員会 議事録

開催日程：令和6年7月19日(金)9時から11時25分まで

開催場所：アスト津 4階 アストホール

出席委員：8名

石川 知明	委員長
三田 泰雅	副委員長
井野 和正	委員
木村 京子	委員
谷川 東子	委員
橋本 直行	委員
林 拙郎	委員
森下 ゆう子	委員

1 開会

2 あいさつ（農林水産部 部長）

3 議事

（事務局）

評価委員会の開催は、みえ森と緑の県民税評価委員会条例第6条第2項の規定により、「委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」と定められています。

本日は、委員10名中、ウェブでの出席を含め、合計8名のご出席をいただいておりますので、本会議は成立していることをご報告いたします。

（委員長）

本日は、お暑い中、お集まりいただき、ありがとうございます。円滑な議事進行にご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入る前に、本日の委員会の進め方について、事務局から説明をお願いします。

（事務局）

【説明】

（委員長）

何かご質問がありましたらお願いいたします。

【質問・意見なし】

(委員長)

それでは、「(1) 令和5年度みえ森と緑の県民税基金事業の実績」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

【資料2-1、2-2に基づき説明】

(委員長)

何かご質問などありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

(委員長)

それでは、令和5年度みえ森と緑の県民税基金事業の事前評価結果及び令和5年度みえ森と緑の県民税基金事業のうち、議論する事業・市町について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

【資料3-1、3-2に基づき説明】

(委員長)

何かご質問、ご意見ありましたらお願いします。

【質問・意見なし】

(委員長)

それでは、選定した事業・市町のうち、「みえ森と緑の県民税制度運営事業」について、説明をお願いします。

(事務局)

【資料3-2に基づき説明】

(委員長)

何かご質問、ご意見ありましたらお願いします。

(委員)

1点目として、県民税の認知度について、e-モニターアンケートのモニターの募集方法が変更になったということですが、数字の変化に影響があったか。また、あったとすれば、どのようなものか、県としてそれをどのように考察していますでしょうか。

2点目として、普及活動の中で、アウトドアイベントでの情報発信として、「住まいと暮らしの総合フェア2023」で情報発信をしたということですが、このイベントはアウトドアイベントなのか分かりにくいことから、補足で説明をお願いします。

(事務局)

1点目につきまして、令和4年度までは、県がモニターを抽出しアンケートを行っていましたが、令和5年度からは、モニター会社が保有するモニターを活用したアンケートに変更になりました。この調査方法の変更により、モニター層にばらつきが生じ、このような結果になったと推測しています。

2点目につきましては、「住まいと暮らしの総合フェア2023」において、アウトドア関連のブースがセッティングされており、その中の1ブースとして出展いたしました。

(委員)

e-モニターアンケートのモニターの募集方法については、変更して1年目ということで、これから認知度の数字の推移を注視し、分析しながら進めていただきたいと思います。

(委員)

「TVerでのCM配信」の配信期間が1ヶ月になっていますが、それは予算の関係でしょうか。

(事務局)

予算の関係上、委託業者と効果的な時期について相談しながら、1ヶ月に絞って実施しました。

(委員)

普及啓発のためプラスチックのクリアファイルなどを配布していると思います。みえ森と緑の県民税は、木材を使っていく文化を大事にするという意味もあり、脱プラスチックが進むなか、こういうものを削減して、インターネットなど若者が見ているような媒体を活用した普及啓発に多くの予算を充てるのも一つの方法ではないかと思います。

(事務局)

プラスチックのクリアファイルにつきましては、その中にチラシを入れてお配りすると、チラシを取っていただきやすい効果があります。また、フォトコンテストの入賞写真を広く県民の皆さんにご覧いただきたいことから作成しています。今後も若者に届くような普及啓発の方法を検討していきたいと思います。

(委員長)

認知度の状況については、私も意見を書かせていただきましたが、やっぱり2割、3割というのはちょっと低いと思います。今後は、現状についていろいろ分析いただいて、有効な手だてを打っていただけたらと思います。

【休憩】

(委員長)

次に、議論する市町について、まず、伊勢市の取組について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

【資料3-2に基づき説明】

(委員)

ウッドデッキについて、木材にとって条件が悪いところに設置しているように見えます。ウッドデッキが、この池の適正な位置にあるかなどを示す、現場の様子が分かる図面や写真などの資料はありませんでしょうか。

(事務局)

全体の状況を示す図面や写真などを伊勢市から取り寄せ、お示ししたいと思います。

(委員長)

この事業については、私も意見を書かせていただき、手すりがないものを設置していいのかということについて、疑問が残りました。

事前評価の資料には、今回追加でいただいた資料のような情報をしっかりと記載していただかないと評価のしようがありません。事前評価の資料については、きちんと作成していただきたいと思います。

(事務局)

事前評価の資料について、中には分かりづらいものもあったかと思っています。県としましても、コロナの影響等もあり市町と十分な対話できてなかったところもありましたので、今後は改善に向けて相談をしまして、十分に意識し対応していただけるよう、取り組んでいきたいと考えています。

(委員)

私が評価した市町においても、NPO等に委託する事業で、全体の金額が書いてあるだけという事業がいくつかありました。内訳のようなものがないと評価ができないと思いますので、資料の充実をお願いしたいと思います。

(事務局)

評価していただく際、不十分な資料では、評価がしにくいいうえ、手戻りが多くなると考えています。県としましても、現状の改善に向けて取り組んでいきたいと思ひます。

(委員長)

次に、東員町について、ご説明お願いします。

(事務局)

(資料3-2に基づき説明)

(委員長)

何かご意見ご質問ありましたらお願いします。

(委員)

町民の皆さんにもっと木とふれあう機会を作るという意味では、もう少し工夫が欲しいと思ひました。

いろいろなことを参考にして、写真を撮影する場の提供を行っていただいたと思ひますが、フォトフレームの設置だけだとあまりに弱いので、そこからどうしていかっていうところを、今後考えて発展させていただきたいと思ひます。

(委員)

県民税の活用を示す木製のプレートがフォトフレームに貼ってありますが、とても小さく、県民の皆さんの目に留まらないと思ひます。

この事業だけでなく、他の市町の事業にもあてはまりますが、木製品に県民税の焼き印をつけるなど、表示しているだけのように受けとめる案件が多いと思ひました。納税は義務ですので、県民の皆さんは当然納税しますが、どのように使われているか分からない人が大多数だと思ひます。しかし、県民税がこういうふうに使われているというのが目に見えたときに、税金に対する意識や評価も変わってくると思ひます。表示するだけではなく、今後はもっとアピールできるような方法でのPRをお願いしたいと思ひます。

(事務局)

木製プレートのみでの情報発信だと非常に分かりにくいと思ひています。今後は、先ほどの情報発信の工夫や発展性などのご意見をふまへ、フォトフレームの有効活用に向けて、働きかけを行っていただけると考えています。

(委員長)

木製品を導入する事業が多いですが、市町は、それだけで情報発信したと受け取っているように感じる場合があります。

当然、税の使途に関する情報発信については必要ですが、何のために税を取って、何のためにこれに使ったかっていうのを最終的には発信していただきたいと思っています。県民税も第3期に入りましたので、そういう取組に進む時期だと考えます。

(委員長)

次に、朝日町につきまして、説明をお願いします。

(事務局)

【資料3-2に基づき説明】

(委員長)

何かご質問ご意見ありましたらお願いします。

(委員)

整備を進めるビオトープについて、周辺に樹木を植栽し樹林を設けるなど、市町へアドバイスをしたほうがいいのではないのでしょうか。

(事務局)

ご提案いただいた内容について、朝日町において検討いただくよう説明していきたいと思います。

(委員)

事前評価の資料には、県民税を活用して、今後どのようなビオトープを作っていくのかの全体像を示す図面や写真などの情報がありませんでした。

これから作ろうとしているビオトープの全体像が分からずに、単年度の取組を部分的に示されても、それが有効活用されているのかの判断はできません。

事前評価の時点で、今回追加でいただいた資料のような情報をいただきたいと思います。

また、ビオトープを整備する場所は、森林とかけ離れた感じのイメージを持つような場所で、県民税とのつながりがわかりにくいので、樹木を植えていただくなど、森林や樹木との関わりを見せる形で計画していただくと、県民の皆さんに分かりやすくなると思います。

(委員)

ビオトープが完成したら看板が設置されるということで、その看板には期待をしています。ビオトープの持つ意味とか意義をしっかりと伝えていただくことが大事かと思っています。また、ビオトープになぜウッドデッキが必要なのかということも、伝えていただけると作っていく価値があると思います。

(事務局)

委員の皆さんに評価をしていただくにあたって、事前評価の資料をしっかりと整える必要があります。また、県民税事業の実施を通じて、県民の皆さんの森林や自然環境の保全に対する意識の醸成につなげていくことが重要であると考えています。

今後は、県民税の目的や趣旨、委員の皆さんからいただいたご意見などについて、市町の皆さんに共通の認識を持っていただき改善につなげられるよう、丁寧な対話を行っていきたいと思います。

(委員長)

続きますして、明和町の取組について、説明をお願いいたします。

(事務局)

【資料3-2に基づき説明】

(委員長)

何かご意見ご質問あればお願いします。

(委員)

木製ブースについて、授乳施設、古代衣装試着体験のフィットルーム、ベビールームとして活用するとありますが、どのように活用するのでしょうか。

(事務局)

木製ブース自体をテントで覆い、授乳施設やフィットルームとして活用しています。また、ベビールームについては、お子さんのおむつを替えたりする場所として、簡易ベッドのように活用しています。

(委員)

木製ブースについて、これが、木材で作られていなければならないものなのかというところは、少し違和感を持ちました。県民税を活用して導入したのであれば、ブースの中に県民税の活用の一環であるということを分かりやすく示すなど、情報発信としての活用に力を入れていただけるとありがたいと思います。

(事務局)

県民の意識調査の中でも、小さい頃から木や森林にふれあうことで、森林に対する意識が高まるという調査結果もありますので、そういったことも含めた形での普及啓発について、市町に働きかけていきたいと思います。

(委員長)

それでは事務局で選定した事業・市町に関する議論を終了します。次に、選定した事業・市町以外について、議論する時間を設けたいと思います。

委員の皆様方で、選定されなかったものについて、何かご意見などございましたら、お願いいたします。

(委員)

大台町の「集落周辺等危険木伐採事業」について、1号箇所においては、246本の危険木の伐採、2号箇所においては、危険木の伐採にあわせて、7.07haの間伐が行われています。この間伐について、どのような作業が行われたかについて教えてください。

(事務局)

危険木伐採については、人家に影響を及ぼす恐れのある樹木を、特殊伐採技術等を用いて伐採するものです。

間伐については、集落沿いのエリアにおいて、通常の間伐を行い、下層植生の生長を促すというような作業を行っています。

(委員)

スギ、ヒノキなどの人工林以外も、危険木伐採の本数に入っているんですか。

(事務局)

間伐については、スギ、ヒノキなどの人工林のみになります。

(委員長)

「危険木伐採」を行う当事業で、間伐という作業が当てはまるのでしょうか。事業名が危険木伐採であれば、対象は木だと思います。これから危険になる可能性がある森林を間伐するのは、そもそもこの事業の対象なのでしょう。県として、「危険木伐採」の定義は行っていないのですか。

(事務局)

危険木伐採の取組は、他の市町においても実施していますが、こちらにつきましては、市町が事業名や事業内容を決め、危険木伐採の定義も各々で行っており、県において、これまで危険木伐採の定義は行っていません。

大台町としましては、まず、単木伐採を行ったうえで、過去の災害をふまえ、民家周辺の森林の健全化を進めないと災害につながる恐れがあるとして、民家周辺の密になったスギ、ヒノキの人工林の間伐について、危険木伐採の事業の中にメニューとして取り入れていったものと考えています。

(委員長)

分かりました。ただ、評価委員として、これだけの間伐が危険木伐採の事業として必要なのかなどの効率性の評価を行う際、いや市町が判断してるんですってということになると、評価の意味がどうなのかっていうことになります。

事業において、間伐が必要なのであれば、きちんと図面とか写真を添付すべきであり情報不足であると思います。私も、何年か評価委員を務めてきましたが、報告書が貧弱すぎると感じます。委員としては、評価するものは報告書以外ありません。報告書に記載いただかないと評価ができませんので、それをきちんと市町の方には認識していただいて、資料を作成していただきたいと思います。このことは以前から指摘していますので、是非とも徹底していただきたいと思います。

その他、取り上げる事業などがございましたら、お願いします。

(委員)

人家裏における急傾斜地の危険木伐採について、樹木の根元から伐採してしまうと、広葉樹でも5年から10年で根が腐朽し、斜面が不安定になってしまいます。危険木伐採を実施した結果、台風で人家が被災するなどの事案が発生してはならないと思います。危険木の伐採を行う際は、根が枯死しないよう配慮した伐採を行う必要があります。このことについては、危険木伐採の事業全般に当てはまると思いますので、市町へは、きめ細かな技術的な助言を行っていただきたいと思います。

(委員長)

このことについては、以前の評価委員会においても指摘していると思います。危険木伐採に伴って斜面が不安定にならないよう配慮した施業を進めていただきたいと思います。

他、何かありますか。

(委員)

大紀町の「水道水源林町有林化事業」において、水源かん養林を購入していますが、自分たちの土地の将来を見据え、水を確保するというデザイン性のある事業で、非常に感銘を受けました。

自分たちのカバーできる森林を増やす、そして将来に向けて水を確保していくこの取組は非常に重要だと思います。他の市町においても伐採に主眼を置いた事業のみならず、このような事業に取り組んでいくことも大事だと思います。

(委員長)

他、何かありますでしょうか。

(委員)

「未利用間伐材バイオマス利用推進事業」について、間伐した山から搬出する木材の量に制限などは行っているのでしょうか。

(事務局)

当事業は、他事業などの基準に則って既に間伐が行われた森林において、搬出されずに林地に残っている木材を搬出するという仕組みになっています。搬出量に制限は設けておらず、森林所有者などができる範囲において、バイオマス材として搬出していただいています。

(委員)

林業従事者から見ると、ヘクタールあたりの木材搬出量が多いと感じますがいかがでしょうか。

(事務局)

面積については、実測値でない場合もあり、面積と木材搬出量の関連性はないものと考えています。間伐については、他事業における基準に則って適切に行われていると考えています。

(委員長)

これで予定していた議事はすべて終了いたしました。それでは事務局の方にお返しいたします。

(事務局)

【事務連絡】

(農林水産部 次長)

【閉会挨拶】

【閉会】